（削る）

（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）

第九条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十七　（略）

（削る）

十八　（略）

（法第三十八条第五項第三号チの厚生労働省令で定める事務）

第十条　法第三十八条第五項第三号チの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～九　（略）

附　則

（年金個人情報の利用目的以外の目的のための利用の特例）

第二条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、第九条各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金の支給に関する事務とする。

七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号。以下この号及び次条第十八号において「経過措置政令」という。）第一条第一項の規定による求め及び経過措置政令第四条の規定による通知に関する事務

（法第三十八条第五項第三号への厚生労働省令で定める事務）

第九条　法第三十八条第五項第三号への厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十七　（略）

十八　経過措置政令第三条第一項の規定による情報の提供に関する事務

十九　（略）

（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）

第十条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～九　（略）

附　則

（年金個人情報の利用目的以外の目的のための利用の特例）

第二条　法第三十八条第五項第三号への厚生労働省令で定めるものは、第九条各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金の支給に関する事務とする。

（日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条　日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国庫納付金の帰属する会計）	（国庫納付金の帰属する会計）
第九条　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定（法第二十七条第二項第四号に掲げる業務に係る国庫納付金にあっては、一般会計）に帰属する。	**第九条**　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定に帰属する。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第五条　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　法別表第一の八の項第七号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の規定により支給される年金生活者支援給付金の額及び支給期間に関するものとする。	（新設）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（システム室、調査室、監査室及び会計室）	（システム室、調査室、監査室及び会計室）
第七十三条の二　（略）	**第七十三条の二**　（略）
2　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条	2　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十